

投票日は7月3日(日) 東京発 未来行き 投票用紙は招待きっぷ

東京都議会議員選挙

時間は午前7時～午後8時

投票所・投票区域一覧

投票区	投票所	所在地	投票区域
1	下里小学校	下里三丁目11番25号	柳窪一・四・五丁目、下里三～六丁目
2	第七小学校	滝山七丁目26番30号	柳窪二・三丁目、下里二丁目、滝山五丁目・六丁目2番～3番・七丁目21番～26番
3	西中学校	滝山二丁目3番23号	滝山一・二丁目、六丁目1番・七丁目1番～20番、前沢四丁目、八幡町三丁目2番～11番
4	第九小学校	滝山三丁目2番30号	滝山三・四丁目、前沢五丁目、弥生一・二丁目
5	本村小学校	野火止三丁目5番1号	下里一・七丁目、野火止三丁目、八幡町一丁目2番～5番
6	久留米中学校	幸町五丁目9番11号	野火止一・二丁目、八幡町一丁目1番・6番～9番、小山二～五丁目、幸町二・五丁目
7	第一小学校	中央町六丁目8番1号	前沢一丁目、八幡町二丁目・三丁目1番・12番～16番、幸町四丁目、中央町五～六丁目
8	南町小学校	南町三丁目2番23号	南町一～四丁目、前沢二・三丁目
9	第八小学校	中央町三丁目21番41号	南沢三丁目、中央町一丁目4番～7番・二丁目2番～4番・11番～12番・三～四丁目
10	第三小学校	中央町一丁目16番1号	幸町一・三丁目、中央町一丁目1番～3番・8番～19番、二丁目1番・5番～10番、本町三・四丁目
11	第五小学校	南沢四丁目6番1号	ひばりが丘団地全域、南沢四・五丁目
12	南中学校	学園町二丁目1番23号	南沢一・二丁目、学園町一・二丁目
13	浅間町地区センター	浅間町二丁目24番16号	浅間町一～三丁目
14	成美教育文化会館	東本町8番14号	小山一丁目、本町一・二丁目、東本町全域、氷川台一丁目・二丁目7番～31番
15	第二小学校	新川町一丁目14番6号	大門町一・二丁目、新川町一・二丁目
16	金山学童保育所	金山町一丁目17番1号(第六小学校内)	氷川台二丁目1番～6番・32番～40番、金山町一・二丁目
17	東久留米団地集会所	上の原一丁目4番15号	上の原一丁目
18	第四小学校	上の原二丁目1番29号	神宝町一・二丁目、上の原二丁目

任期満了に伴う東京都議会議員選挙は、6月24日(金)に告示され、7月3日(日)に投票が行われます。今後の都政の行方を決める大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないで、必ず投票しましょう。

詳しくは選挙管理委員会事務局(内線4714・4716)へ。

東久留米市で投票できる方は、満20歳以上(昭和60年7月4日以前に生まれた方)で、東久留米市の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、17年3月23日までに東久留米市に転入の届け出をし、6月23日現在引き続き住民登録のある方です。

住所を移された方は、5月31日までに転居届を出した方：新住所の投票所へ投票
6月1日以降に届け出をした方：旧住所の投票所へ投票

市内転居された方は、5月31日までに転居届を出した方：新住所の投票所へ投票
6月1日以降に届け出をした方：旧住所の投票所へ投票

転入された方は、17年3月24日以降に都内の区市町村から東久留米市に転入届を出した方：東久留米市では投票できません。前住所の選挙人名簿に登録された方：引き続き投票

投票所入場整理券(はがき)をお忘れなく!
「投票所入場整理券」を郵送しますので投票日に必ずご持参ください。入場整理券を紛失した方や届かなかった方でも、選挙人名簿に登録された資格者であれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。期日前投票も同様です。

転出された方は、都内転出・17年3月24日以降に東久留米市から都内の区市町村に転入届を出された方：新住所で投票することとはできません。前住所のある東久留米市の選挙人名簿に登録されている方は東久留米市で投票を行うことはできませんが、転出された日によって投票できる日が異なります。詳細は選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

期日前投票
投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。

不在者投票
他の区市町村での不在者投票：出張などで市外に滞在中の方は事前に手続きをしておくことにより滞在先の区市町村選挙管理委員会や不在者投票をすることができ

郵便などによる不在者投票
郵便などによる不在者投票：身体障害者手帳、戦傷病者手帳もしくは介護保険被保険者証をお持ちの方で、障害や要介護度の程度が定められた等級(表1参照)に該当する方は、自宅等で投票用紙に記載し、郵送する方法により投票することができます。

開票センターは
開票は、7月3日(日)午後9時から、スポーツセンターで行います。参観を希望される方は、当日受け付けにお申し出ください。

農業委員会委員の選挙
投票日は7月17日(日)午前7時～午後8時
今年、3年に1回の農業委員の選挙です。農業委員で構成する農業委員会は「農業経営の向上に寄与するための農業者の代表機関」です。7月10日(日)に告示され、7月17日(日)に投票が行われます。あなたの一票を農政に反映させましょう。

【投票会場】市役所7階703会議室
【農業委員定数】12人
【投票できる方】17年1月1日現在東久留米市に住所があり、満20歳以上(昭和60年4月1日以前に生まれた方)で、10アール以上の農地(他市にある農地を含む)を耕作している方(前記の方と同居している親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上あり、農業委員会委員選挙人名簿に登録されていて欠格事項に該当しない方)

【立候補者の資格】農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方(選挙人名簿に登録されていなくても、投票日当日の7月17日現在満20歳になる方で、農業に従事している方)
【立候補者の受付日時・会場】7月10日(日)午前8時半～午後5時、市役所7階703会議室
【ご注意】立候補者受け付けの結果、委員定数(12人)を超えない場合は無投票となり、7月19日(火)午後2時から市役所7階703会議室で選挙会を開き、当選人の決定を行います。詳しくは選挙管理委員会事務局(内線4714・4716)へ。

指定施設での不在者投票：都道府県選挙管理委員会が指定している病院、老人ホームなどで、入院・入所者が不在者投票をすることができ

表1 郵便等による不在者投票ができる方

手帳・保険証区分	障害の種類等	対象等級および要介護度
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能	1級・2級
	内臓機能(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	1級・3級
	免疫機能	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	内臓機能(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載人による投票ができる方

手帳	障害の種類	対象等級
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報を投票日の前日までに各世帯にお届けします。